

「ひらの青春生活応援事業」業務委託にかかる 公募型企画競争(プロポーザル)の実施について

標題について、次のとおり公募型企画競争方式(プロポーザル方式)により、事業提案者(事業受託者)を募集します。

なお、本事業は令和8年度大阪市予算案に基づき、予算成立前に公募を行っております。選定・実施に当たっては、大阪市会での令和8年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知ください。

令和7年12月26日
大阪市平野区長 東中 秀成

募 集 要 項

第1章 募集の趣旨・事業の概要

1 業務名称

令和8年度ひらの青春生活応援事業業務委託

2 事業目的

生活困窮者をとりまく様々な課題の中で、若年層の将来への安定した自立に向け、様々な理由で高校生活を継続することが困難なおおむね15～18歳の高校生に対し、これらの者が高校卒業をめざすとともに、卒業後の就労・社会生活について中・長期的に安定した将来設計ができるようにする。

具体的にはこの事業を通じて、様々な特性や個性を持った高校生が自己実現を果たそうとする力、すなわち生きる力、学ぶ力、働く力をその者の特性や個性に応じて伸ばそうとする努力を支援するものとする。

(1) 生きる力へのアプローチ

高校生活を継続することが困難あるいは困難と感じる高校生が抱える問題を共有し、自らの持つ能力に応じて、自己の判断と決定に基づき、自らの人生を主体的に生きることができるよう導く。

(2) 学ぶ力へのアプローチ

生きる中で直面する課題に対し、乗り越えていけるよう、自らの持つ能力に応じて生涯にわたり学びつづける力をはぐくむ。

(3) 働く力へのアプローチ

就職等を検討するにあたり、就労関係機関とも連携し、高校生の可能性や適正を把握した上で支援を行う。また、困難な状況に陥っても粘り強く取り組む力をはぐくむ。

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 契約条件等に関する事項

(1) 予算規模

予算規模の上限を 7,105,313 円(消費税及び地方消費税を含む)とします。

(2) 委託料の見積

委託料の見積額については、第4章「1 選定方法」において、委託事業予定者と決定された者が提出した見積書記載金額が上記業務委託料を下回る場合は、その額で契約する。

5 実施場所

別紙「仕様書」のとおり

6 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

第2章 契約に関する事項

1 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止設置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、損害請求を行うことがある。

2 委託料の支払い

本業務の履行完了後、本市における検査に合格した後に支払うこととする。

また、出来高部分に相応する業務委託料相当額を部分払いとして請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

3 契約書案

別紙「契約書案」参照

4 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

5 契約保証金について

契約保証金 免除

保証人 否

6 再委託について

(1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 仕様書「4 業務内容」に定める業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を再委託に関する特記事項3及び4に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。なお、契約の解除にあたっては、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎなどをすること。

- ・法令や要綱等を遵守しない場合
- ・適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、発注者の是正指示に従わない場合
- ・応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- ・その他、発注者が必要と認める場合

第3章 応募について

公募型企画プロポーザル参加資格要件

次にあげる条件のすべてに該当し、かつ書類審査の結果により、参加資格が認められたものは、公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 社会福祉活動や学習支援などの教育活動、または青少年の健全育成等について実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、本市の法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (5) 本プロポーザル参加申請時において大阪市競争入札指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受

けていないこと。

- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要領に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対とすることを目的とした団体ではないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 上記(1)～(8)の条件を満たす団体同士の連合体での申請は可能ですが、以下の要件を満たす必要があります。
 - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ連合体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 応募申請書類提出後、代表者及び連合体を構成する事業者(構成員)の変更は認めない。
 - ウ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 公募型企画プロポーザル参加申請書の提出時に連合体の協定書(任意様式)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で応募した事業者は、連合体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の連合体の構成員となることはできない。

第4章 スケジュール (予定)

内 容	期 間 又 は 期 日
募集要項等の配布	令和 7年12月26日(金)から
説明会参加申し込み期限	令和 8年1月 9日(金)午後 0時 00分まで
説明会	令和 8年1月 13日(火)午後2時 00分から
質問受付期限	令和 8年1月 16日(金)午後 5時 30分まで
質問回答公示	令和 8年1月 23日(金)
参加申し込み期間	令和 8年1月 26日(月)～令和7年2月2日(月)
参加資格結果通知送付	令和 8年2月 5日(木)(予定)
プレゼンテーション	令和 8年2月 16日(月)
審査の結果公表	令和 8年3月上旬(予定)

1 プロポーザル実施説明会参加申込について(説明会への参加は任意とする。)

申込期間 令和8年1月9日(金)午後0時00分まで(厳守)

申込方法 電話 06-4302-9860・9857

※土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後0時15分及び午後1時から午後5時30分の間

2 プロポーザル実施説明会

日 時 令和8年1月 13日(火)午後2時 00分～

場 所 平野区役所 2階 203会議室

※参加人数は1法人2名までとする。

3 プロポーザル参加申請及び参加資格審査について

(1) 令和8年1月 26 日(月)～令和8年2月2日(月)

各日9時00分～午後0時00分及び午後1時00分～午後5時30分

(2) 「令和8年度ひらの青春生活応援事業委託事業者応募書類」とおり

※ただし、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 提出方法

(1)の時間中に、平野区役所保健福祉課へ持参する事。(郵送は不可)

提出に際しては、提出日の前開庁日の午後5時までに、発注者と提出日時の調整を行うこと。

(4) 参加者資格結果等について

公募型企画プロポーザル参加資格決定通知書は、令和8年2月5日(木)付け(予定)で交付し、参加資格を認められなかった事業者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

4 質問の受付・回答方法

(1) 受付期間

令和7年12月26日(金)～令和8年1月16日(金)午後5時30分まで

※説明会会場では、質問の受付は行わない。

(2) 質問方法

書面(質問書 様式8)にて平野区役所保健福祉課までFAX(06-4302-9943)により問い合わせを行うこと。

なおFAX送信後は確認の電話連絡(06-4302-9860)を入れること。

(電話連絡は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで。ただし、午後0時15分から午後1時を除く。)

(3) 質問の回答

令和8年1月23日(金)に平野区ホームページに掲載する。なお、回答内容は、本契約条項の追加事項とみなす。

5 プレゼンテーションの実施

実施日 令和8年2月16日(月)

場所 平野区役所

説明時間 1者あたり20分～25分程度(プレゼンテーション10分程度 質問10分程度)

※プレゼンテーション審査の開始時刻は、事前に申請者に連絡を行う。

第5章 選定について

1 選定方法

受託候補者の選定にあたっては、選定の透明性・公平性を担保するため、「ひらの青春生活応援事業委託事業者選定会議(以下「選定会議」という。)」を開催し、応募者の審査を行い、業務委託に適すると認められた事業者を受託候補者として選定する。

選定会議での選定結果をもとに、区内部の決定手続を経て委託予定事業者を決定する。

2 審査方法

提出された企画提案書をもとにプレゼンテーション審査を行い、最も優れた企画提案者を選定のうえ、その企画提案者と契約を締結する。受託者を決定し、令和8年3月上旬に文書で通知する。

※申請者が1者であってもプレゼンテーション審査を行う。

3 選定基準

(1) 基本的な考え方

選定については、提案審査を行う。

提案審査については、資格要件審査により要件を満たしていると認められた事業者を対象に、プレゼンテーションを行い、(2)提案審査評価項目により総合的に評価する。

(2) 提案審査評価項目

評価項目	配点
(1)事業方針	15
① 事業への理解	10
② 基本方針	5
(2)実施体制	20
① 職員配置の基本方針	5
② 人材育成方針	5
③ 欠員時の対応方針	5
④ 配置計画	5
(3)業務実施計画	55
① 対象者の発見方法	7
② 個別支援の手法と支援計画の策定	7
③ 事業の周知・広報	7
④ 連携、関係機関ネットワークづくり、社会資源の開発 社会生活に向けた自立支援メニューの開発	7
⑤ 公平性・中立性確保のための方策、個人情報保護の取組、 苦情解決体制	7
⑥ 具体的事例への対応	15
⑦ 実施スケジュール	5
(4)業務実績	5
(5)業務料の適正について	5

※合計点数の最も高い事業者を委託候補として選定する。ただし、合計点数が60点に満たない場合は、適切な事業者とは認められず、委託候補として選定しない。

※審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、(3)⑥の点数が高い事業者を受注予定者として選定する。

4 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

第6章 選定後について

1 選定結果の通知および公表

選定結果は、全応募事業者に通知するとともに、選定結果の概要を平野区ホームページへの掲載等により公表する。

2 委託予定事業者との協議・契約

発注者は、選定後、委託予定事業者と細目を協議した後、所定の手続を経て委託契約を締結する。

なお、選定後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により発注者に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

3 事業準備等

令和8年4月1日から円滑に業務が開始できるようにするため、業務の準備、事業計画書の作成等を行なえるよう、委託予定事業者となった場合には、速やかに準備に着手すること。

なお、委託予定事業者の事情により業務の実施が出来なくなった場合においても、準備のために支出した費用等について発注者は補填しない。

第7章 その他

1 提案に要する費用、条件等

- (1) 提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 採用された提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提案書は返却しない。
- (4) 提出された提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は、発注者が指示した場合を除き認めない。
- (6) 提出された書類に虚偽の申請があった場合には、当該提案書を無効とする。
- (7) 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については当該提案書を無効とする。

2 事業の実施

事業の実施には以下の項目を必要とします。

- (1) 事業の進捗については、発注者の要請に基づき、隨時報告すること。
- (2) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (3) 事業完了後、事業報告書、精算報告書を提出すること。

また必要に応じ証拠書類の提出を求める場合がある。

3 その他

本事業受託者として選定された者は、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じる必要が
あります。この間の費用は受託者の負担とします。

4 担当窓口

〒547-8580 大阪市平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号

平野区役所保健福祉課(地域福祉担当):安野・熊野

(平野区役所 3 階 33 番窓口) 電話 06-4302-9860・9857 FAX 06-4302-9943